

第3回

議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

会議資料



日時：平成20年7月14日（月）午後1時30分から
場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第3回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

5 その他

確認事項について

○次回以降小委員会開催について

6 閉 会

< 目 次 >

- ① 第3回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3
- ④ 参考資料 県内の合併市町村の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 協議 (2) 農業委員会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 5
- ⑥ 参考資料 3市町農地関連データ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- ⑦ 参考資料 3市町農地法等許可件数・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- ⑧ 確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

《参考》 別冊【小林市農業委員会だより】
別冊【特例別選挙執行経費及び議員人件費比較表】

協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

特例有無		条件等			
特例適用なし	地方自治法第91条適用		選挙区設置 ()は定数	条例改正 時期	概要
	なし	一般選挙	新小林市(24)	合併前	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙
	あり	増員選挙	高原町(3) 野尻町(3)	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙
	あり	増員選挙	高原町・野尻町(6)	合併前	合併後50日以内に合同選挙区にて増員選挙
	あり	増員選挙	新小林市(6)	合併前	合併後50日以内に新市選挙区にて増員選挙
	あり	一般選挙	新小林市(30)	合併後	合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙
定数特例	合併特例法第8条第3項		小林市(24) 現職残任	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙 小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙からは新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。
	増員選挙		高原町(6)		
			野尻町(5)		
	合併特例法第8条第5項		小林市(24) 現職残任	合併前	合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙 小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙も定数特例を適用。
増員選挙		高原町(6)			
		野尻町(5)			
在任特例	合併特例法第9条第1項第2号		小林市(24) 現職残任…①	合併前	小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。 合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。
	—		高原町(10) ①の期間まで在任		
			野尻町(10) ①の期間まで在任		
	合併特例法第9条第3項		小林市(24) 現職残任…①	合併前	小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。 合併後最初の一般選挙時に定数特例を適用。選挙区は3区。
—		高原町(10→6) ①の期間まで在任(10名) その後定数特例(6名)			
		野尻町(10→5) ①の期間まで在任(10名) その後定数特例(5名)			

(参考資料)

県内の合併市町村の状況

●合併新法下で合併した市町村の状況

新市町名	合併前の市町村名	合併期日	合併方式	議員特例	備考
延岡市	延岡市 北川町	H19. 3. 31	編入	適用なし	合併後の最初の一般選挙は、選挙区を設けない。 残任期間 H19. 5. 1

※人口は平成 17 年国勢調査人口

●旧合併特例法の下で合併した市町村の状況

新市町名	合併前の市町村名	合併期日	合併方式	議員特例	備考
宮崎市	宮崎市 田野町 佐土原町 高岡町	H18. 1. 1	編入	在任特例	合併後の最初の一般選挙は、特例を適用せず、宮崎市議会議員の条例定数を 46 名に改正した上で行う。残任期間 H19. 4. 30
都城市	都城市 山之口町 高城町 山田町 高崎町	H18. 1. 1	新設	定数特例	新市の議員定数を 34 名とする。ただし、合併後最初の設置選挙においては、選挙区を設けるため 42 名とする。 残任期間 H22. 2. 4
美郷町	南郷村 西郷村 北郷村	H18. 1. 1	新設	適用なし	新町の議員定数を 12 名とする。選挙区を 3 区設置し、それぞれの定数を 4 名とする。
延岡市	延岡市 北方町 北浦町	H18. 2. 20	編入	在任特例	合併後の最初の一般選挙は、選挙区を設けない。
日向市	日向市 東郷町	H18. 2. 25	編入	在任特例	合併後の最初の一般選挙は、選挙区を設けない。
小林市	小林市 須木村	H18. 3. 20	新設	在任特例	合併後の最初の一般選挙は、選挙区を設けない。

※人口は平成 17 年国勢調査人口

特例別選挙執行経費及び議員人件費比較表 (①選挙経費は実績額、②高原町・野尻町現行報酬で試算した場合)

※人件費・・・報酬額及び期末手当等

区 分		H22.4~H23.4 (13月)	H23.5~H27.4 (48月)	合 計
(2) 合併新法における特例 ア 定数特例	選挙経費	62,888,000円	44,292,000円	107,180,000円
	人件費	189,034,000円	24名 540,981,000円	730,015,000円
	合 計	251,922,000円	585,273,000円	837,195,000円
	定数 小林市 24名 高原町 6名 野尻町 5名			
イ 定数特例を2回	選挙経費	71,288,000円	44,292,000円	115,580,000円
	人件費	189,034,000円	708,623,000円	897,657,000円
	合 計	260,322,000円	752,915,000円	1,013,237,000円
	定数 小林市 24名 高原町 6名 野尻町 5名			
ウ 在任特例	選挙経費	44,292,000円	44,292,000円	88,584,000円
	人件費	225,635,000円	24名 540,981,000円	766,616,000円
	小林市議場議席設置費等	(※1) 2,203,000円	0円	2,203,000円
	他施設使用時(リ-ス)	(※2) 4,145,000円	0円	4,145,000円
	合 計	(※1) 272,130,000円 (※2) 274,072,000円	585,273,000円 585,273,000円	857,403,000円 859,345,000円
定数 小林市 24名 高原町 10名 野尻町 10名				
エ 在任特例+定数特例	選挙経費	52,692,000円	44,292,000円	96,984,000円
	人件費	225,635,000円	708,623,000円	934,258,000円
	小林市議場議席設置費等	(※1) 2,203,000円	0円	2,203,000円
	他施設使用時(リ-ス)	(※2) 4,145,000円	16,580,000円	20,725,000円
	合 計	(※1) 280,530,000円 (※2) 282,472,000円	752,915,000円 769,495,000円	1,033,445,000円 1,051,967,000円
定数 小林市 24名 高原町 10名 野尻町 10名				

協 議

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

区 分		選挙委員			選任委員	要件等	
		選出方法等	定 数	任 期			
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合		原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により、40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定める	新たに選任	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24,000haまたは農地面積7,000haを超えること。

確認事項

○ 第4回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年7月31日（木） 午前9時30分～

場 所：小林市須木総合ふるさとセンター1階研修室

○ 第5回議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について

日 時：平成20年8月21日（木） 午前9時30分～

場 所：小林市社会福祉センター2階大会議室

○ 第6回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」研修室

○ 第7回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年9月25日（木） 午前9時30分～

場 所：野尻町役場2階大会議室